

## 令和6年度仁木町観光看板設置工事 仕様書

### 1 工事名

令和6年度仁木町観光看板設置工事

### 2 工事目的

本町は、令和6年度末に予定している一般国道5号倶知安余市道路の（仮）仁木IC開通に伴い、札幌市や新千歳空港といった北海道の中心部及び、小樽・ニセコエリアなどの観光地へのアクセスがこれまで以上に向上し、来町者の増加が見込まれるため、IC出口付近に観光看板を設置することにより、興味関心を喚起することを目的とする。

### 3 工事期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

### 4 工事内容

工事目的及び仕様等に沿った観光看板の提案及び設置工事とする。

### 5 納入場所

仁木町東町10丁目44番地2 （仮）仁木IC出口付近町有地

### 6 成果物

木材を使用した観光看板

### 7 仕様等

#### (1) 看板の製作・設置

ア 製作数 1基

イ 設置場所 仁木町東町10丁目44番地2 （仮）仁木IC出口付近町有地

ウ 規格・寸法等 以下に定めるものとし、かつ、各種法令（道路法・道路法施行令、道路法施行規則、北海道屋外広告物条例等）を準拠したものとする。

規格・寸法 1面の表示面積が15平米以内でかつ表示面積が30平米以内及び地上からの高さ4メートルを超えない範囲とする。なお、通年で視認出来るよう（降雪期の除雪に伴う道路脇の積雪は1.8メートル程となることを想定）考慮すること。

品質 防腐・防錆等の対策を施し屋外で長期間の使用に耐えうるものとする。

エ 特記事項 森林整備や人工林材の付加価値向上を図るため、公共施設の木造化・木質化を促進しているため、成果物は主に木材を活用したものである。

## (2) デザイン

本体・支柱等を含めた総合的なデザインについて、以下に定めるところにより、発注者と協議のうえ、決定すること。

ア 本町を訪れる観光客が、本町のイメージを視覚的かつ直感的にわかりやすく示す。

イ 既存の景観に配慮したものとする。

ウ 遠方からでも視認性に優れるものとする。

(3) 企画提案書には、デザイン・形状・寸法・立面（イメージ図）及び設置方法を記載すること。

(4) 他で使用したレイアウト等を盗用しないこと。また、成果物は他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。

(5) 本工事において作成される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、所有権、その他一切の権利は発注者に帰属するものとし、成果物は発注者が自由に二次使用（印刷物の制作・編集、ホームページの掲載等）できるものとする。

(6) 前号に掲げる著作権の帰属設定に係る一切の費用は、工事請負費に含むものとし、問題が生じた場合は受注者において処理するものとする。

(7) 制作に必要な一切の経費は、工事請負費に含むものとする。

## 8 検査

本工事は、成果物を作成、納品し、発注者の検査合格後、完了とする。また、本工事完了後においても、受注者の責任による工事上の瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修正を行わなければならない。

## 9 守秘義務

受注者は、本工事において知り得た情報について、他に漏洩又は引用してはならない。なお、この契約が終了し又は解除された後も同様とする。

## 10 損害賠償

本工事の履行に際して、受注者の故意又は過失により、発注者又は第三者が損害を被った場合、受注者はその賠償の責を負うものとする。

## 11 再発注の制限

受注者は、本工事に関して一括して第三者に発注し、又は請け負わせることはできない。ただし、工事を効率的に実施する上で必要と認められる場合にあっては、発注者と協議の

上、工事の一部を発注することができるものとする。

## 12 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。